

(陳受22第36号)

食品表示制度の抜本改革について国への意見書提出を求めることに関する陳情

受理年月日

平成22年11月30日

陳情者

練馬区立野町12 - 4
武蔵野の食の安全を守る会
代表 小出 律子 ほか7名

陳情の要旨

ことしは国連が定めた国際生物多様年です。10月名古屋で「C O P 10生物多様性条約第10回締約国会議」と「M O P 5カルタヘナ(バイオセーフティ)議定書第5回締約国会議」が開催されました。今回遺伝子組み換え(G M)作物の危険性に対し、責任と救済(修復)の原則が総会で採択されました。

繰り返される加工食品原料の産地偽装事件や毒物混入事件を受けて、多くの消費者が食の安全・安心のために国産を、自給力向上を望んでいます。そのため、冷凍食品原料を初めとする加工食品の原料原産地の表示義務を願っています。

また、多くの消費者が安全性などに不安を抱き、「遺伝子組み換え(G M)食品を食べたくない」と考えているにもかかわらず、現在の表示制度の欠陥によって、そうとは知らずに食べ続けています。

さらに、食品安全委員会では、体細胞クローン由来食品の異常の多発原因について何の解明もしないまま「安全」と性急に評価し、商品化が間近に迫っています。受精卵クローン由来食品はすでに任意表示で流通を始めていますが、多くの消費者は安全性に不安を抱き、「クローン由来食品を食べたくない」と考えています。

東京都では消費生活条例の改正により、調理冷凍食品の原料原産地表示が実現しました。そのことをさらに推進するために、国のレベルにおいても、いのちの基本となる食料の自給力向上、食の安全・安心の回復のために、食品のトレーサビリティとそれに基づく表示制度の抜本的な見直しが必要です。この陳情に関しては、東京都生活協同組合武蔵野北ブロック委員会、むさしの・こどもエコフォーラム、はちぶの会からも賛同をいただいております。また、すでに小金井市、国分寺市など18の区市で採択及び趣旨採択されています。

消費者が知る権利に基づいて、買う、買わないをみずから決めることのできる社会の実現を目指し、食品表示制度の抜本改正を求めて、加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること、すべての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること、クローン家畜由来食品の表示を義務化することを、国に対して求める意見書を提出していただくよう陳情いたします。